

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

2023年12月27日

### 【発行者の名称】

W i z B i z 株式会社  
( W i z B i z I n c . )

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 新谷 哲

### 【本店の所在の場所】

東京都港区芝五丁目16番7号

### 【電話番号】

03-6809-3845 (代表)

### 【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 永田 浩

### 【担当J-Adviserの名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

### 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢田 耕一

### 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

### 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/>

### 【電話番号】

03-4560-0200

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

### 【公表されるホームページのアドレス】

W i z B i z 株式会社  
<https://wizbiz.co.jp>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期
決算年月		2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高	(千円)	205,820	278,576	282,739
経常利益	(千円)	41,578	54,956	14,149
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	38,316	42,705	△9,874
資本金	(千円)	41,074	41,074	41,974
発行済株式総数	(株)	1,774	1,774	535,800
純資産額	(千円)	48,235	90,940	82,866
総資産額	(千円)	179,283	210,543	180,806
1株当たり純資産額	(円)	90.63	170.88	154.66
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失(△)	(円)	73.36	80.24	△18.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	26.9	43.2	45.8
自己資本利益率	(%)	142.0	61.4	△11.4
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	26,554	62,385	14,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△11,836	△5,033	△24,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	54,675	△15,363	△18,395
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	121,111	163,100	134,581
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	13 〔—〕	14 〔—〕	14 〔—〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔〕外数で記載しております。
2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、2023年9月30日時点では当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率は、2023年9月30日時点では当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 第12期、第13期及び第14期の1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載し

ておりません。

7. 第13期（2021年10月1日から2022年9月30日）の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第14期（2022年10月1日から2023年9月30日）の財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けておりますが、第12期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
8. 当社は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 2【沿革】

当社は、全ての企業経営者にとって、抱えている経営課題の解決策に出会える機会を届けることを目的に、「経営セミナー情報サイトWizBiz」や「WizBiz資料ダウンロード」などのウェブサイトや各種サービスを運営する事業を行い、企業経営者の右腕として共に歩み、共にビジネスを発展させる存在となることを目指しております。

企業経営者と共に（With）ビジネス（Business）を発展させようとの思いが、当社「ウィズビズ」の社名の由来です。

当社の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2009年4月	株式会社ベンチャー・リンクのWeb事業として「WizBiz」サイトを開設 コストダウンサービス、会員サービス、コンサルティングサービスの各事業を開始
2009年9月	株式会社ベンチャー・リンクからレカムホールディングス株式会社へWizBiz事業を譲渡
2010年8月	レカム株式会社の100%子会社として、W i z B i z 株式会社を設立
2010年10月	コストダウンサービス「格安名刺作成サービス」をリリース
2010年12月	成功報酬広告「事業説明会集客支援サービス」をリリース
2011年4月	入札情報検索サービス「WizBiz入札ナビ」をリリース
2011年12月	新谷株式会社がMB0方式により全株式取得
2012年4月	本社を東京都港区芝（現在地）に移転
2012年5月	新谷株式会社と合併
2013年11月	経営者層の会員登録数10万社突破
2014年10月	成功報酬広告「資料ダウンロードによるリード獲得支援サービス」をリリース
2014年11月	成功報酬広告「セミナー集客支援サービス」をリリース
2017年1月	成功経営者や上場経営者へのインタビュー番組「社長に聞くinWizBiz」をPodcastで配信開始
2017年1月	異業種交流会「参加費0円のビジネスマッチング会」の開催開始
2018年12月	通常広告「官公庁ビジネス企業一覧」冊子を発刊
2019年5月	経営者インタビューに特化した経営情報メディア「経営ノート」をリリース
2020年3月	成功報酬広告「セミナー集客支援サービス」でウェビナーの集客支援を開始
2021年3月	経営者層の会員登録数20万社突破
2021年5月	ビジネスマッチングアプリ「BizOn!」をリリース
2021年9月	成功報酬広告「セミナー集客支援サービス」強化のため「経営セミナー情報サイトWizBiz」をリニューアル
2022年10月	ビジネスマッチングを支援する「WizBizビジネスマッチング」をリニューアル
2023年8月	成功報酬広告「リード獲得支援サービス」強化のため「WizBiz資料ダウンロード」をリリース
2023年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場

### 3【事業の内容】

当社は、全ての中小企業経営者に価値ある事業機会を創り出すネットワークの構築を目的にした「WizBiz」という名称を冠したウェブメディアの運営を通じ、中小企業向け経営課題解決支援事業を行っております。

具体的には、広告サービス（成功報酬広告・通常広告）により、顧客開拓やビジネスマッチングを支援、コンサルティングにより、企業経営全体を支援、コストダウンサービスにより、経費削減を支援、会費サービスにより、経営情報収集を支援するなど企業経営の課題解決に役立つコンテンツを届ける経営課題解決支援事業の単一セグメントであります。

#### ① 成功報酬広告

成功報酬広告は、当社の主力サービスであり、インターネット広告の中でもリード獲得（※）を目的としたリードジェネレーション広告といわれる分類に当たるものです。当社における成功報酬広告の主なリード獲得手法は、クライアントが開催するセミナーへの集客を行う「セミナー集客支援」、フランチャイズ本部などが主催する事業説明会面談への送客を行う「事業説明会集客支援」、資料ダウンロードによる「リード獲得支援」などであり、初期費用や固定費用は無料で、リード獲得成果に基づいた成功報酬のみ課金する広告サービスであります。

また、上記のセミナーや事業説明会、資料ダウンロードの集客、獲得を推進するため、「経営セミナー情報サイトWizBiz」や「WizBiz資料ダウンロード」の経営者向けウェブメディアに、クライアントを紹介するページを企画・作成し、そのページアドレスを付記したメールマガジンの配信などにより集客、獲得を行っております。

※リード獲得とは、自社の商品やサービスに関心があるユーザーの情報を獲得することを指します。

#### ② 通常広告

主なサービスは、国の行政機関（官公庁）と中小企業との官公需（※）取引を支援する冊子「官公庁ビジネス企業一覧」（2023年9月発刊分から「調達企業一覧」に名称変更）を広告媒体として中小企業向けに広告販売しております。冊子「官公庁ビジネス企業一覧」は3月に「北海道東北版」、9月に「関東版」、9月に「中部版」、「近畿版」、「中国四国・九州沖縄版」をそれぞれ発刊し、全国の行政機関のうち約4,500先に無償配布しております。これまでは中小企業が国と取引をしたいと考えても、それを実現できる営業手法がありませんでした。一方、官公庁においても「地元の中小企業との接点が少なく新規取引先を見つけづらい」などの課題を有しております。そうしたニーズ、課題をこの冊子を広告媒体として中小企業に利用していただくことで、官公需取引実現を支援しています。

また、メールマガジンを広告媒体としてクライアント及び広告代理店に販売する広告サービスも展開しております。経営者層を中心とする会員約20万社のうち約4万のメールマガジン登録会員向けに配信しております。

※官公需とは、各省庁、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体などが物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいいます。



③ コンサルティング

業績アップや代理店本部構築等、企業のあらゆる経営課題を解決する経営コンサルティングをトータルで提供しております。

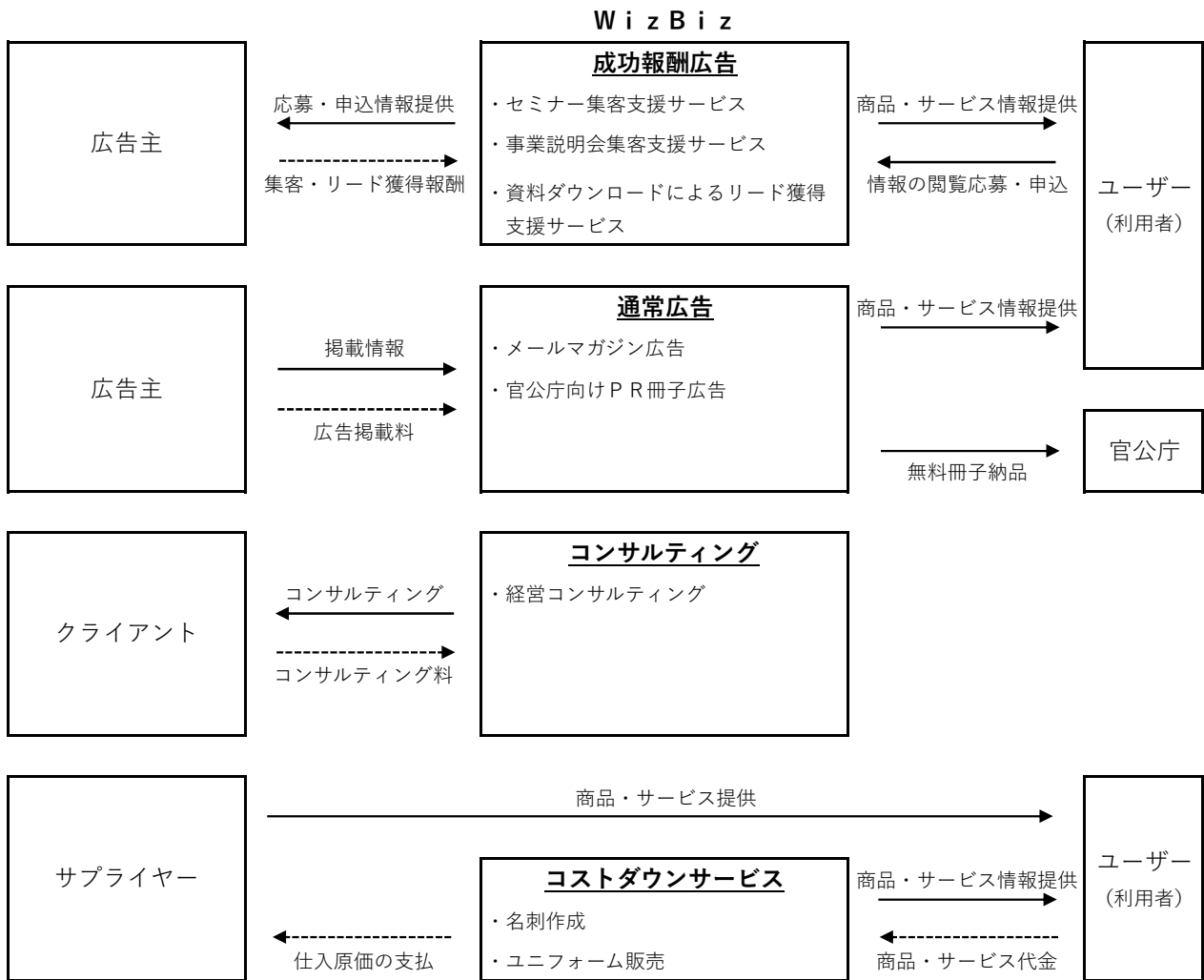
④ コストダウンサービス

企業の経費削減、コストダウンに繋がる商材として、名刺やユニフォーム等の販売を行う事業です。これらの商品は、当社が代理店として販売をし、代金回収まで行っています。

⑤ 会費・その他

一部有料会員の会費収入や事務局代行収入などになります。事務局代行は、当社で行っているセミナー運営や会員制度の運用ノウハウなどを外部企業に提供し、その業務を代行しているものです。

[事業系統図]



(注)実線 →: 役務の流れ、点線 - - - ->: 資金の流れ

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社東広	東京都渋谷区大山町 24-13	50,000	投資事業	(被所有) 23.5	—

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社ではありません。

2. 債務超過会社であり、2022年12月末時点の債務超過額は177,339千円であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14	40.5	3.9	3,713

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しています。



### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1)業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行し、社会経済活動の正常化が一段と進み、堅調なサービス需要が景気回復をけん引しております。一方、世界経済は金融引き締め継続、中国経済の成長鈍化、地政学的な緊張などから先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社は成功報酬広告、通常広告など広告事業を成長の柱と位置づけ、積極的な販売促進を展開、新たに資料ダウンロードサイトを8月より稼働してまいりました。成功報酬広告はセミナー集客支援、資料ダウンロードともに堅調に推移した結果、前年同期比10.6%増となりました。通常広告は前事業年度に大きく売り上げを伸ばした「官公庁ビジネス企業一覧」の冊子広告が減少した結果、前年同期比18.4%減となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は282,739千円（前年同期比1.5%増）、営業利益は14,583千円（前年同期比73.8%減）、経常利益は14,149千円（前年同期比74.3%減）となりました。また、投資有価証券評価損18,838千円を特別損失に計上、繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額を4,895千円計上し、当期純損失は9,874千円（前年同期は42,705千円の当期純利益）となりました。

なお、当社の事業は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

##### (2)キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ28,518千円減少し、134,581千円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動により獲得した資金は14,574千円となりました。これは主に、税引前当期純損失4,688千円、仕入債務の減少2,844千円があったものの、投資有価証券評価損18,838千円、減価償却費3,457千円によるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動により支出した資金は24,698千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出2,400千円、投資有価証券の取得による支出21,800千円によるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動により支出した資金は18,395千円となりました。これは長期借入れによる収入50,000千円、長期借入金返済による支出70,195千円、株式の発行による収入1,800千円によるものです。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

##### (1)生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

##### (2)受注状況

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

第14期事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第14期事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
成功報酬広告	204,841	110.6
通常広告	67,237	81.6
コンサルティング	6,000	100.0
コストダウンサービス	2,396	128.9
会費・その他	2,262	75.7
合計	282,739	101.5

(注) 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

### 3【対処すべき課題】

中小企業経営者の抱える悩みは多種多様です。当社では、経営者の全ての悩みを解決できるインターネットメディアづくりを追求するため、中期的な成長の観点から、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

#### (1) 新サービスの開発

収益アップしていくために、新たなサービスの開発を推進すべきと考えております。既存事業との親和性が強い経営者向けサービス拡充へのM&A利用も積極的に検討してまいります。

#### (2) 成功報酬広告の強化

セミナー集客支援を中心に拡大してきた成功報酬広告を一段と拡大するため、リードの品質を維持しつつ、資料ダウンロードによるリードジェネレーションを推進してまいります。

#### (3) 官公庁ビジネス企業一覧冊子の強化

サービスの認知を一層上げるべく、セミナーを通じての集客活動を強化するとともに、活用される冊子づくりとして品質向上に努めてまいります。

#### (4) 人材採用及び育成

即戦力となる人材の確保を目的とした中途採用の強化、中間管理職の育成強化を行ってまいります。採用環境の悪化から採用ができず不足する部分は外部専門家の活用を積極的に行うことで補完してまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しています。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は本項及び本書中の本項以外の記載内容も合わせて慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。

なお、記載事項の中の将来に関する事項は、発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、不確定な要素を含んでおります。また、本記載は、発生し得る全てのリスクを網羅したものではなく、当社の事業その他に関するリスクは本記載に限られるものではありません。

##### (1) インターネット関連市場の動向について

インターネット関連市場の動向については、リスクマネジメント会議において定期的に対処すべきリスクを認識して必要に応じて対策を行っておりますが、インターネット広告市場におけるインターネットそのものの市場成長が阻害されるような規制や弊害の発生、その他予期せぬ要因によって、今後の出稿状況に変化が生じた場合等には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (2) 競合について

「WizBiz」は経営者向けネットメディアとしても、経営課題解決メディアとしても、国内有数の事業展開を行っております。しかしながら、高い資本力や知名度を有する企業等の参入による競争の激化、ユーザーの流出、ユーザー獲得コストの増加等により、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。そのような場合には、競争優位性を発揮し、企業価値の向上が図れるか否かについては不確実であり、競合他社の状況により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 特定事業への依存

当社は、経営課題解決支援を主な事業とする単一セグメントであり、当該事業に経営資源を集中させております。今後は新たな柱となる事業を育成し、収益力の多様化を図ることを検討しております。しかしながら、事業環境の変化等により、経営課題解決支援事業が縮小し、その変化への対応が適切に実施できなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 想定どおり会員数が増加しない可能性について

当社の事業にとって会員数の増加は非常に重要な要素であり、セミナー開催やサイト制作によるSEO対策等を積極的に実施しユーザー数の増加を図っております。広告宣伝活動につきましては、ユーザー獲得効率を勘案の上、都度、最適な施策を実施しておりますが、必ずしも当社の想定通りに推移するとは限らず、当該施策が当社の想定通りに推移しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 特定人物への依存

当社の代表取締役である新谷哲は創業以来当社の最高経営責任者として経営方針の決定、ビジネスモデルの構築において重要な役割を果たしてまいりました。当社は権限の委譲や取締役会等での情報共有を図ることで同氏に過度に依存しない経営体制構築を進めております。しかしながら、何らかの理由によって同氏の業務遂行が困難となった場合等には当社の業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

#### (6) 季節変動について

当社の売上高及び営業利益は、3月と9月に偏重する傾向があります。これは通常広告の冊子「官公庁ビジネス企業一覧」の発刊サイクルに依るものです。3月に「北海道東北版」、「関東版」、9月に「中部版」、「近畿版」、「中国四国・九州沖縄版」を発刊しております。発刊時に期待する売上高が確保できない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 人材確保・育成に係るリスクについて

現在人員の確保は順調に推移しております。しかしながら、当社は事業の拡大と合わせ、人材の確保及び育成をし、組織体制の安定に努めてまいりますが、計画通りに人材確保及び育成が出来ない場合や、事業の中核をなす社員に不測の事態が生じた場合等には当社の業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

#### (8) 個人情報保護について

当社は、当社の運営する「WizBiz」を通じて、利用者を識別する個人情報を一部保有しております。個人情報が格納されたサーバーには、アクセス制限により限られた場所からしか当該個人情報を閲覧できないようにするなどの必要なセキュリティ対策も施し、個人情報の保護に努めておりますが、個人情報が当社の関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営する「WizBiz」の信頼性等が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社はインターネットを用いたサービスを展開しており、当社のサービス提供に必要なコンピューターネットワークをはじめとする情報セキュリティの強化を推進しております。しかしながら、コンピューターシステムの瑕疵、コンピューターウイルスへの感染、外部からの不正な侵入、役職員・パートナー事業者の過誤、自然災害、急激なネットワークアクセスの集中、予想し得ない悪意による不正行為等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社の信用失墜等により、当社の業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

#### (10) 内部管理体制について

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置づけ、内部監査の実施等の施策により、適切な内部管理体制を維持、構築しております。現在従業員14人の小規模組織であり、今後事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (11) 自然災害等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、未知のコンピューターウイルス、テロ攻撃、システムトラブルといった事象が発生し、当社がそれらの影響を受けた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社ではシステムをクラウドで管理するなど、リスクの分散を図っておりますが、当社の拠点及びコンピューターネットワークのインフラが整備されている地域において、自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があり、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 感染症の感染拡大によるリスクについて

感染症が拡大し、国内の実体経済活動で停滞が見込まれる場合には、広告主においても広告予算を縮小する可能性があります。当社ではオンラインセミナーやオンラインイベントの開催など代替手段を準備しておりますが、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)ストックオプションの行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、株式価値が希薄化する可能性がございます。

(14)税務上の繰越欠損金について

税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得を見積った上で回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しています。しかし、事業環境等の変化による課税所得の減少や税制改正等により回収可能性を見直した結果、繰延税金資産の取崩しが発生し、経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(15)その他の関係会社である株式会社東広との関係性（独立性）について

株式会社東広は、投資事業を主たる事業としており、2023年9月末現在で当社議決権の23.5%を直接保有しております。現在、同社と当社との間に役員の兼任など人的関係は無く、また営業取引、金銭貸借取引など取引関係もございません。同社の事前承認を要する事項等はなく当社は独立した事業運営を行っております。しかしながら、同社は当面の間、当社株式を保有する方針であることから、当社株主総会の議決権行使等において経営に一定の影響を及ぼす可能性があります。

(16)担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」という。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはJトラストグローバル証券株式会社（以下「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後

最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
  - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡

であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
  - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動

する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行



為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります

### (2)財政状態の分析

第14期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

#### （流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は158,909千円となり、前事業年度末に比べ29,235千円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少28,518千円によるものであります。

#### （固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は21,896千円となり、前事業年度末に比べ501千円減少いたしました。これは無形固定資産の増加934千円、投資その他の資産の減少1,435千円によるものです。

#### （流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は37,734千円となり、前事業年度末に比べ6,261千円減少いたしました。これは主に未払金の増加5,766千円、未払消費税等の減少5,794千円、一年内返済予定の長期借入金の減少4,794千円によるものであります。

#### （固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は60,205千円となり、前事業年度末に比べ15,401千円減少いたしました。これは長期借入金の減少によるものであります。

#### （純資産）

当事業年度末における純資産の残高は82,866千円となり、前事業年度末に比べ8,074千円減少いたしました。これは新株発行による資本金の増加900千円、資本準備金の増加900千円、当期純損失の計上に伴う利益剰余金の減少9,874千円によるものであります。

### (3)経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (4)経営成績に重要な影響を与える要因

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

### (5)キャッシュ・フローの状況

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (6)運転資本

当事業年度末から12ヶ月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

### (7)経営者の問題意識と今後の対応について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当事業年度の設備投資については、資料ダウンロードサイトの構築、スマートフォンアプリ「BizOn!」の追加開発を行っております。当事業年度の設備投資の総額は4,250千円であります。

### 2【主要な設備の状況】

第14期事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2023年9月30日

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	ソフトウェア	敷金	その他	合計	
本社 (東京都港区)	WEB事業	—	—	14,440	—	—	14,440	14

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社の事業セグメントは単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

3. 事務所は賃借しており、主な設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃貸設備	床面積 (㎡)	賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	本社機能	建物	180.00	7,072

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末 現在発行数 (株) (2023年9月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2023年12月27日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,140,000	1,604,200	535,800	535,800	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	2,140,000	1,604,200	535,800	535,800	—	—

- (注) 1. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っており、発行済株式総数は同日付で534,014株増加し、535,800株となっております。
2. 2023年7月21日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款の変更を行い、発行可能株式総数は、2,140,000株となっております。
3. 2023年7月21日開催の臨時株主総会決議により、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第5回新株予約権（2018年9月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	242	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,600(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年9月20日 至 2025年9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 資本組入額 84	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、最近事業年度末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、株主および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役、株主および従業員であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役および監査役が任期満了により退任した場合、当社または当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社および子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件および権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議および新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無

償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間  
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合には増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(4)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2021年3月11日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年4月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 資本組入額 334	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、最近事業年度末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任した場合及び定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件および権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議および新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残

存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間  
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合には増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(4)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第7回新株予約権（2021年8月12日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	82	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,600(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 資本組入額 334	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、最近事業年度末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任した場合及び定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件および権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議および新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残

存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間  
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合には増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(4)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2022年9月8日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年9月30日 至 2029年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 資本組入額 334	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、最近事業年度末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任した場合および定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。

②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

③その他新株予約権の行使に関する条件および権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議および新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残

存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間  
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合には増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記(4)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月11日(注)1	普通株式 7	普通株式 1,566	175	35,222	175	26,222
2019年6月30日(注)2	普通株式 20	普通株式 1,586	560	35,782	560	26,782
2019年7月1日(注)2	普通株式 1	普通株式 1,587	28	35,810	28	26,810
2019年7月8日(注)2	普通株式 50	普通株式 1,637	1,400	37,210	1,400	28,210
2019年7月10日(注)2	普通株式 30	普通株式 1,667	840	38,050	840	29,050
2019年7月11日(注)2	普通株式 13	普通株式 1,680	364	38,414	364	29,414
2019年7月12日(注)2	普通株式 20	普通株式 1,700	560	38,974	560	29,974
2020年11月10日(注)2	普通株式 10	普通株式 1,710	500	39,474	500	30,474
2021年3月31日(注)2	普通株式 64	普通株式 1,774	1,600	41,074	1,600	32,074
2023年1月27日(注)2	普通株式 2	普通株式 1,776	100	41,174	100	32,174
2023年1月31日(注)2	普通株式 7	普通株式 1,783	350	41,524	350	32,524
2023年5月31日(注)3	普通株式 3	普通株式 1,786	450	41,974	450	32,974
2023年7月22日(注)4	普通株式 534,014	普通株式 535,800	—	41,974	—	32,974

(注)1. 有償第三者割当 発行価格50千円 資本組入額25千円

割当先 WizBiz従業員持株会

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。

3. 有償第三者割当 発行価格300千円 資本組入額150千円

割当先 WizBiz従業員持株会

4. 株式分割(1:300)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	13	—	—	34	48	—
所有株式数 (単元)	—	15	—	2,649	—	—	2,694	5,358	—
所有株式数 の割合(%)	—	0.3	—	49.4	—	—	50.3	100.0	—

(注) 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付けで普通株式1株を300株に分割しております。

また、2023年7月22日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

## (7) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
新谷 哲	東京都品川区	174,900	32.64
株式会社東広	東京都渋谷区大山町24-13	126,000	23.52
株式会社カクカ	静岡県熱海市渚町19-16メゾンド渚504	48,000	8.96
株式会社バジャ・ポス	東京都渋谷区恵比寿1-24-15シエルブルー恵比寿6階	22,500	4.20
WizBiz従業員持株会	東京都港区芝5-16-7芝ビル3階	18,600	3.47
株式会社インデックス・ プロモーション	東京都世田谷区弦巻4-34-3アールヴェール桜新町203	18,000	3.36
株式会社エッジマインド	東京都港区芝公園2-11-17芝公園下山ビル4階	15,000	2.80
NetReal株式会社	東京都中央区銀座2-6-15第一吉田ビル5階	12,900	2.41
株式会社C C S	大阪府大阪市北区西天満5-1-15	12,000	2.24
平野 雅之	東京都調布市	9,000	1.68
新谷 知子	東京都品川区	9,000	1.68
合計		465,900	86.95

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(株)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 535,800	5,358	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	535,800	—	—
総株主の議決権	—	5,358	—

(注) 2023年7月21日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月21日付けで100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	第5回 2018年9月13日	第6回 2021年3月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社従業員9	当社従業員3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

決議年月日	第7回 2021年8月12日	第8回 2022年9月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社従業員1	当社取締役4、当社従業員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本書公表日現在の従業員持株会の当社株式所有数は18,600株となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度における配当につきましては、内部留保資金確保のため配当を実施しておりません。今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開等に向けて有効に活用していく所存であります。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期
決算年月	2023年9月
最高(円)	—
最低(円)	—

(注) 当社株式は、2023年12月8日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

### (1) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2023年12月8日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。



## 5【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	新谷 哲	1971年 4月14日	1995年4月 (株)ベンチャー・リンク入社 2010年2月 レカム(株)取締役副社長 2010年9月 当社代表取締役副社長 2011年5月 当社代表取締役社長(現任) 2011年12月 新谷(株)代表取締役	(注)1	(注)3	174,900
取締役	マーケティング部長	森坂 智行	1967年 4月26日	1991年4月 (株)ベンチャー・リンク入社 2010年9月 当社取締役マーケティング部長(現任)	(注)1	(注)3	1,200
取締役	ビジネスマッチング部長	岡本 一展	1973年 2月12日	1995年4月 (株)ベンチャー・リンク入社 2010年9月 当社入社 2011年12月 当社取締役ビジネスマッチング部長(現任)	(注)1	(注)3	7,500
取締役	管理部長	永田 浩	1964年 9月27日	1988年4月 東京証券(株)入社 1991年9月 (株)セガ・エンタープライゼス入社 2011年1月 日本年金機構入社 2014年10月 当社入社 2015年6月 当社取締役管理部長(現任)	(注)1	(注)3	4,500
常勤監査役	—	藤井 辰巳	1952年 9月28日	1988年8月 (株)ベンチャー・リンク入社 2008年4月 (株)ペッパーフードサービス入社 2014年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)2	(注)3	—
監査役	—	山岸 潤子	1966年 1月8日	2006年1月 銀座みゆき通り法律事務所入所(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) 2016年4月 東京家庭裁判所調停委員(現任) 2017年6月 (株)アクアスター社外監査役(現任)	(注)2	(注)3	—
監査役	—	安田 憲生	1970年 11月15日	2010年11月 安田憲生公認会計士事務所代表(現任) 2014年10月 (株)クリプラ社外監査役(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) 2018年3月 日本和装ホールディングス(株)取締役 2019年8月 アクシスルートホールディングス(株)社外監査役(現任) 2021年10月 (株)FIXPOINT社外監査役(現任) 2023年4月 (株)ゆとりの空間社外監査役(現任)	(注)2	(注)3	—
計							188,100

(注) 1. 取締役の任期は、2023年7月21日開催の臨時株主総会終了時から2024年9月期に係る定時株主総会の時までであります。

2. 監査役の任期は、2023年7月21日開催の臨時株主総会終了時から2026年9月期に係る定時株主総会の時までであります。

3. 2023年9月期における役員報酬の総額は46,977千円を支給しております。

4. 常勤監査役 藤井辰巳氏及び監査役 山岸潤子氏並びに安田憲生氏は社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の提供する経営課題解決メディア「WizBiz」は、ユーザーからの信頼性と利便性を広く認知してもらうことが事業上の重要な基盤であり、運営母体である当社の信頼性の維持向上は当社の最も重要な経営課題の一つであります。

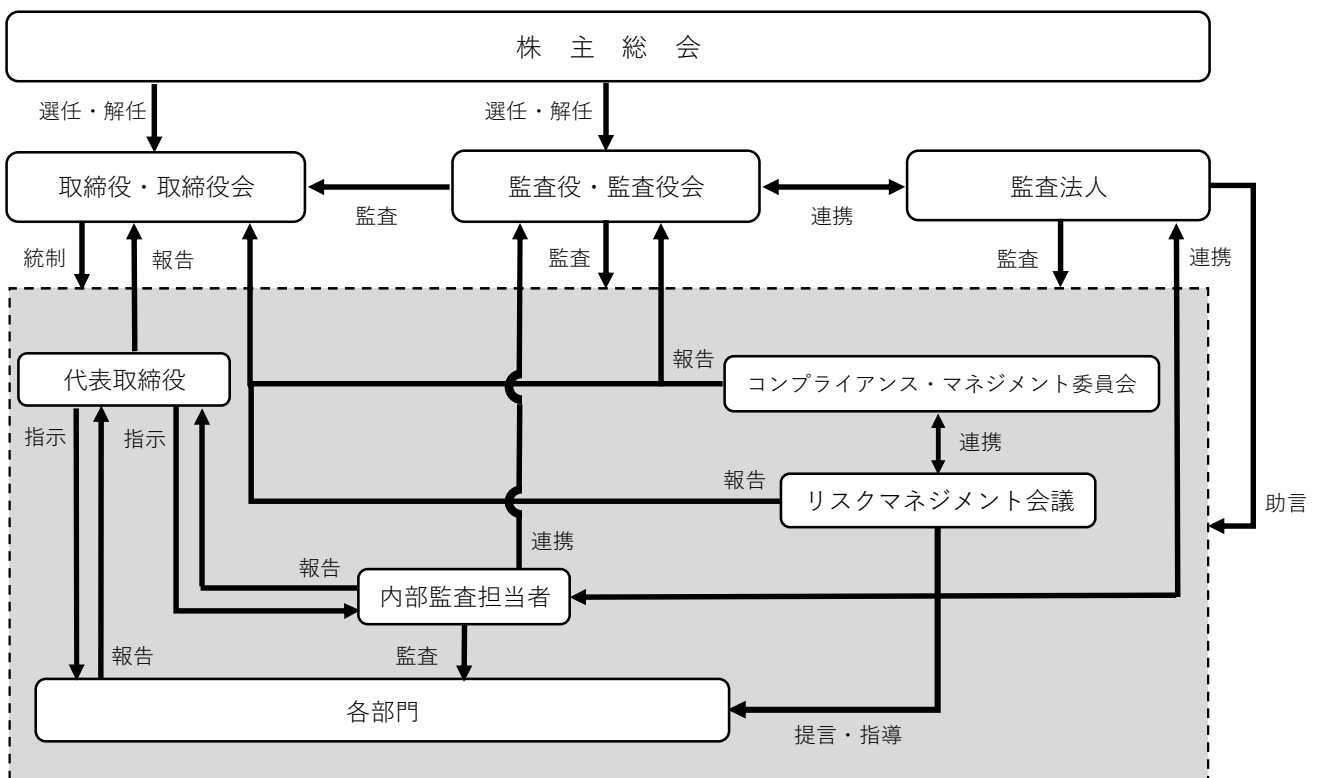
当社の属するインターネット業界は、業界の構造変化が著しく、経営の機動性の確保が重要であり、さらに、メディアとしての事業の性質上、経営の透明性や客観性が不可欠であります。

したがって、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置付け、この目的を永続的に高い再現性を持って実現しつづけるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法の機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。当社は、環境変化に迅速に対応するために取締役会に権限・責任を集中させる一方で、業務執行又は取締役会から独立した監査役会を構成する各監査役3名を全て社外監査役とするなど、監査体制の強化を行っております。また、各監査役は内部監査担当者及び監査法人とも連携を行うよう努めております。これらの各機関が相互に連携することで牽制を効かせ、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制が実現できると判断し、現在の体制を採用しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



#### a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役4名により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務を遂行するとともに、取締役間で相互に職務の遂行を監督しております。また、取締役会には監査役3名（うち3名が社外監査役）が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

#### b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。常勤監査役は取締役会に出席し、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。

また、原則として、毎月1回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

非常勤監査役においては、取締役会及び監査役会等の重要な会議に出席し、それぞれの専門的見地及び豊富な経験をもとに、客観的・中立的立場からの意見を提言することで、業務執行取締役の職務執行に対する監査役による監査の実効性を高めることができていると考えております。

#### c. コンプライアンス・マネジメント委員会

当社のコンプライアンス・マネジメント委員会は、全ての取締役、監査役、内部監査担当で構成され、コンプライアンス・マネジメント委員会細則に従い、代表取締役を委員長にして、毎四半期定期的に開催し、会社の内部統制システムの整備について監視し、その結果を適宜取締役会に報告しております。

#### d. 内部監査

当社は、代表取締役が直轄する内部監査担当を配置し、定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役に報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査担当は内部監査の状況等について随時、監査役及び監査法人と連携しております。

#### e. 監査法人

当社は東陽監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの会計監査を受けております。なお、2022年9月期において監査を執行した公認会計士は中野敦夫氏、小杉真剛氏の2名であり、いずれも継続監査年数7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名及びその他3名であります。

なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### ③企業統治に関するその他の事項

#### a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制の整備及び運用の基本方針として、「内部統制基本方針」を定め、現在その方針に基づいて内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

##### 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(2) 「内部通報制度運用規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

(3) 監査役は、「監査役会規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。

(4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。

(5) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(2) データ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報取扱規程」に従い適切に管理する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、損失の危険に対処するため、リスク管理に関する「リスクマネジメント規程」を整備し、適宜見直す。

(2) リスクを統合的に管理するため管理部が主管部署となり、リスク管理に関する会合「リスクマネジメント会議」を行い、リスクの早期発見及び未然防止に努める。

(3) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・マネジメント委員会を設置し、全社的リスク管理の進捗状況を監視し、その結果は取締役会に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(1) 取締役会は月に一度定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定める事項について、機動的な意思決定を行う。

(2) 当社の業務執行上の意思決定は、取締役会決議事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限及び手続きにしたがって決定するものとする。

(3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく各部署毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期の業績管理の実施を行う。

(4) 取締役、幹部社員等で構成する幹部会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、その人事や内容について取締役会及び監査役会が協議のうえ、使用人を配置するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請により監査業務に必要な使用人を配置した場合、その命令等指揮権に関しては、監査役に委譲されたものとし、使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会ほかの重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘らず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。また、代表取締役社長との間で定期的に意見交換をする。

(2) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、監査法人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 内部監査部門は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関と連携するなど、毅然とした対応をとる。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスクマネジメント規程」を定めるなどリスク管理に関する各種社内規程を整備し、適宜見直すことで、迅速な対応及び管理が行えるように備えております。また、リスク管理に関する会合等を毎四半期定期的に開催し、管理部と各部署とは連携を図り、常に情報を収集、共有することにより、リスクの早期発見と防止に努めております。また、法令遵守体制の構築を目的として内部通報制度運用規程を定め、管理部を窓口とした内部通報制度の設置を実施し、組織的または個人的な不正行為等の未然防止と早期発見に対処しております。

c. 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	37,800	37,800	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,177	9,177	—	—	—	3

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

3. 取締役の報酬限度額は、2016年12月26日開催の第7期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

4. 監査役の報酬限度額は、2016年12月26日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

d. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内である旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役会の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任を行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

f. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。

g. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項における損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

h. 株主総会の決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以って行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

i. 中間配当金の決定方法

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

j. 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	20,000	—
計	20,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1【財務諸表の作成方法について】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2【監査証明について】

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について東陽監査法人の監査を受けております。

### 3【連結財務諸表及び中間連結財務諸表について】

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4【財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて】

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	163,100	134,581
売掛金	21,639	21,434
貯蔵品	21	21
前払費用	3,417	2,904
貸倒引当金	△34	△32
その他	0	0
流動資産合計	188,144	158,909
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	13,506	14,440
無形固定資産合計	13,506	14,440
投資その他の資産		
投資有価証券	—	2,962
出資金	60	60
長期前払費用	324	821
差入保証金	110	110
繰延税金資産	8,397	3,501
投資その他の資産合計	8,891	7,455
固定資産合計	22,398	21,896
資産合計	210,543	180,806



(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,416	2,571
1年内返済予定の長期借入金	15,508	10,714
未払金	1,872	7,638
未払費用	3,258	4,135
未払法人税等	290	290
未払消費税等	6,532	737
前受金	7,089	8,241
預り金	2,319	3,375
賞与引当金	1,680	—
その他	30	30
流動負債合計	43,995	37,734
固定負債		
長期借入金	74,867	59,466
資産除去債務	739	739
固定負債合計	75,606	60,205
負債合計	119,602	97,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,074	41,974
資本剰余金		
資本準備金	32,074	32,974
その他資本剰余金	40,460	40,460
資本剰余金合計	72,534	73,434
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△22,667	△32,542
利益剰余金合計	△22,667	△32,542
株主資本合計	90,940	82,866
純資産合計	90,940	82,866
負債純資産合計	210,543	180,806

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	278,576	282,739
売上原価	77,048	69,344
売上総利益	201,528	213,395
販売費及び一般管理費	※ 145,816	※ 198,811
営業利益	55,711	14,583
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	1	1
受取手数料	31	6
償却債権取立益	—	218
貸倒引当金戻入益	22	1
雑収入	0	0
営業外収益合計	57	230
営業外費用		
支払利息	448	664
前払費用償却	364	—
営業外費用合計	813	664
経常利益	54,956	14,149
特別損失		
投資有価証券評価損	—	18,838
特別損失合計	—	18,838
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	54,956	△4,688
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	11,961	4,895
法人税等合計	12,251	5,185
当期純利益又は当期純損失(△)	42,705	△9,874

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	53,261	69.1	48,016	69.2
II 経費		23,786	30.9	21,327	30.8
売上原価合計		77,048	100.0	69,344	100.0

(注) ※主な内訳は、以下の通りです。

項目	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	サーバー代 (千円)		5,053	
支払手数料原価 (千円)		4,914		4,987
官公庁ビジネス原価 (千円)		4,131		3,816
業務委託費原価 (千円)		565		2,855
減価償却費原価 (千円)		229		1,458

当事業年度より、「官公庁ビジネス原価」の一部を「販売費及び一般管理費」に計上する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の「官公庁ビジネス原価」を24,479千円減少し、「販売促進費」として24,479千円計上しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	41,074	32,074	40,460	72,534
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	41,074	32,074	40,460	72,534

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△65,372	△65,372	48,235	48,235
当期変動額				
当期純利益	42,705	42,705	42,705	42,705
当期変動額合計	42,705	42,705	42,705	42,705
当期末残高	△22,667	△22,667	90,940	90,940

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	41,074	32,074	40,460	72,534
当期変動額				
株式の発行(増資)	450	450		450
株式の発行(新株予約権の行使)	450	450		450
当期純損失(△)				
当期変動額合計	900	900	-	900
当期末残高	41,974	32,974	40,460	73,434

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△22,667	△22,667	90,940	90,940
当期変動額				
株式の発行(増資)			900	900
株式の発行(新株予約権の行使)			900	900
当期純損失(△)	△9,874	△9,874	△9,874	△9,874
当期変動額合計	△9,874	△9,874	△8,074	△8,074
当期末残高	△32,542	△32,542	82,866	82,866

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	54,956	△4,688
減価償却費	2,145	3,457
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△48	△1
賞与引当金の増減額(△は減少)	△305	△1,680
受取利息及び受取配当金	△3	△3
支払利息	448	664
投資有価証券評価損	—	18,838
売上債権の増減額(△は増加)	△612	205
仕入債務の増減額(△は減少)	30	△2,844
その他流動資産の増減額	1,900	508
その他流動負債の増減額	4,111	1,119
その他	497	△141
小計	63,120	15,435
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	△448	△572
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,385	14,574
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△340	—
無形固定資産の取得による支出	△5,081	△2,400
投資有価証券の取得による支出	—	△21,800
その他	387	△497
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,033	△24,698
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△15,363	△70,195
株式の発行による収入	—	1,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,363	△18,395
現金及び現金同等物の増減額	41,988	△28,518
現金及び現金同等物の期首残高	121,111	163,100
現金及び現金同等物の期末残高	※ 163,100	※ 134,581

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のものは時価法

市場価格のない株式等は移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度負担分を引当計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期的な投資からなっております。

5 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

収益の認識基準は次のとおりとなります。

・成功報酬広告

成功報酬広告の主な内容は、リード獲得を目的としたリードジェネレーション広告といわれる分類に当たるものです。主なリード獲得手法は、クライアントが開催するセミナーへの集客を行う「セミナー集客支援」、事業説明会面談への送客を行う「事業説明会集客支援」、資料ダウンロードによる「リード獲得支援」などであり、リード獲得成果をクライアントに報告完了した時点で収益を認識しております。

・官公庁ビジネス企業一覧冊子

官公庁ビジネス企業一覧冊子は官公庁と中小企業との官公需取引を支援するPR冊子「官公庁ビ

「ビジネス企業一覧」を広告媒体として中小企業向けに広告販売する広告サービスであります。「官公庁ビジネス企業一覧」は地域ごとに1年に1回、1年間保存版として発刊されるもので、本冊子を官公庁へ出荷した時点で収益を認識しております。

(表示方法の変更)

当事業年度より、従来「売上原価」に計上しておりました「官公庁ビジネス原価」の一部を「販売費及び一般管理費」に計上する方法に変更しております。これは実態をより適切にとらえるため原価管理方法を変更したためであり、印刷費のみを「売上原価」に計上することとしたためです。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書の「売上原価」が24,479千円減少し、「販売費及び一般管理費」が24,479千円増加しております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性に係る見積り)

1 当事業年度において財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	8,397千円	3,501千円

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について将来計画を基盤として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

ただし、主要な仮定である課税所得の見積りは不確実性が高く、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	39,198千円	46,977千円
給与及び手当	8,900千円	8,778千円
地代家賃	6,843千円	7,072千円
業務委託費	7,572千円	11,435千円
販売促進費	37,351千円	68,048千円
支払手数料	22,315千円	29,519千円
賞与引当金繰入額	560千円	522千円
減価償却費	1,915千円	1,998千円
おおよその割合		
販売費	49.9%	58.1%
一般管理費	50.1%	41.9%

当事業年度より、「官公庁ビジネス原価」の一部を「販売費及び一般管理費」に計上する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の「官公庁ビジネス原価」を24,479千円減少し、販売促進費として24,479千円計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,774	—	—	1,774

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,774	534,026	—	535,800

(注) 当事業年度は新株予約権の権利行使により9株増加、2023年5月31日付で第三者割当増資により3株増加しておりますが、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行い534,014株増加し、合計534,026株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



- 4 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	163,100千円	134,581千円
現金及び現金同等物	163,100千円	134,581千円

(金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また主に金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金はオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る資金調達であります。

### (3) 金融商品に係るリスクの管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注2)を参照ください。）。

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	90,375	90,391	16
負債計	90,375	90,391	16

(注1) 現金及び預金、売掛金、前払金、買掛金、未払金、前受金、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから記載を省略しています。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	70,180	70,185	5
負債計	70,180	70,185	5

(注1) 現金及び預金、売掛金、前払金、買掛金、未払金、前受金、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから記載を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておらず、当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	2023年9月30日
非上場株式	2,962

当事業年度において、非上場株式について18,838千円の減損処理を行っております。

## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	163,100	—	—	—
売掛金	21,639	—	—	—
合計	184,740	—	—	—

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	134,581	—	—	—
売掛金	21,434	—	—	—
合計	156,016	—	—	—

#### 4 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	15,508	13,372	11,720	11,404	9,972	28,399
合計	15,508	13,372	11,720	11,404	9,972	28,399

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,714	10,440	10,440	10,440	10,440	17,706
合計	10,714	10,440	10,440	10,440	10,440	17,706

#### 5 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

##### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

##### (2) 時価で貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	90,391	—	90,391
負債合計	—	90,391	—	90,391

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	70,185	—	70,185
負債合計	—	70,185	—	70,185

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明。

##### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額2,962千円)について、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当事業年度において、非上場株式について発行体の各種財務比率の検討等を行い、保有投資有価証券の実質価値が著しく下落したと判断したため18,838千円の減損処理を行っております。

(ストックオプション等関係)

1 スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—	—

2 スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 72,600株	普通株式 1,800株
付与日	2018年9月20日	2021年4月1日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	発行日から2年経過した日を始期としてその後5年間	発行日から2年経過した日を始期としてその後5年間

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名	当社取締役 4名 当社従業員 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 24,600株	普通株式 60,000株
付与日	2021年9月1日	2022年9月30日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	発行日から2年経過した日を始期としてその後5年間	発行日から2年経過した日を始期としてその後5年間

(注)2023年7月22日付の株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算し記載しております。

## (2)ストックオプションの規模及びその変動状況内容

当事業年度(2023年9月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### ①ストックオプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	—	72,600	1,800	24,600	60,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定	—	72,600	1,800	24,600	60,000
権利確定後(株)					
前事業年度末	8,100				
権利確定	8,100	—	—	—	—
権利行使	2,700	—	—	—	—
失効	5,400	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注)2023年7月22日付の株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算し記載しております。

### ②単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円)	334円	167円	667円	667円	667円
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

(注)2023年7月22日付の株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算し記載しております。

## (3)ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプション等の付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストックオプション等の公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産価格方式により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

## (4)ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	7,816 千円	3,501 千円
賞与引当金	581	—
資産除去債務	670	670
投資有価証券評価損	—	6,517
繰延税金資産小計	9,067	10,689
評価性引当額	△670	△7,188
繰延税金資産合計	8,397	3,501

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2022年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	2,148	—	5,668	7,816千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—千円
繰延税金資産	—	—	—	2,148	—	5,668	(c)7,816千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2023年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	—	—	—	—	—	3,501	3,501千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	3,501	(c)3,501千円

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金3,501千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3,501千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	34.6 %	— %
(調整)		—
住民税均等割等	0.5	—
評価性引当額の増減	△12.8	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3	—

(注) 当事業年度については税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

将来の原状回復費用を合理的に見積もり、資産除去債務として計上しております。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

将来の原状回復費用を合理的に見積もり、資産除去債務として計上しております。



(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
成功報酬広告	185,286	204,841
通常広告	82,439	67,237
コンサルティング	6,000	6,000
コストダウンサービス	1,859	2,396
会費・その他サービス	2,990	2,262
顧客との契約から生じる収益	278,576	282,739
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	278,576	282,739

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載のとおりであります。

収益を理解するための基礎となる情報「注記事項 重要な会計方針 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	21,026	21,639
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	21,639	21,434
契約資産（期首残高）	—	—
契約資産（期末残高）	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

当社は、経営課題解決支援事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社は、経営課題解決支援事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1 サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

### 1 関連当事者との取引

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	新谷哲	—	—	当社代表 取締役 社長	直接32.5	債務被保証	当社金融機関 借入に対する 債務被保証	90,375	—	—

(注) 当社は金融機関からの借入金に対して、代表取締役社長新谷哲より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。取引金額は、当事業年度末日現在の対象となる借入金残高を記載しております。

### 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

### 1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

### 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	170円88銭	154円66銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	80円24銭	△18円48銭

(注) 1. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないため又1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	90,940	82,866
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
(うち新株予約権) (千円)	( — )	( — )
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	90,940	82,866
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	532,200	535,800

5. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	42,705	△9,874
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	42,705	△9,874
普通株式の期中平均株式数 (株)	532,200	534,307

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	Siiibo証券株式会社	1,631	2,962
計			1,631	2,962

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
工具器具備品	—	141	—	141	—	141	—
有形固定資産計	—	141	—	141	—	141	—
無形固定資産							
ソフトウェア	16,273	4,250	—	20,523	6,082	3,315	14,440
ソフトウェア仮勘定	—	2,640	2,640	—	—	—	—
無形固定資産計	16,273	6,890	2,640	20,523	6,082	3,315	14,440

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限 (千円)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	15,508	10,714	1.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内返済予定を除く)	74,867	59,466	1.6	2024年10月～ 2030年7月
リース債務(1年以内返済予定を除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	90,375	70,180	—	—

(注)「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	34	32	—	34	32
賞与引当金	1,680	—	1,680	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	739	—	—	739

## (1) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	167
預金	
当座預金	—
普通預金	134,414
通知預金	—
定期預金	—
計	134,414
合計	134,581

## ② 売掛金

相手先	金額 (千円)
A D X L株式会社	4,455
株式会社ビズリーチ	2,797
株式会社識学	1,093
株式会社ライトアップ	1,009
株式会社P-U p n e o	915
その他	11,163
合計	21,434

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
21,639	246,474	246,679	21,434	92.0	31.9

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## ③ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社オンデオマ	1,029
GMOグローバルサイン・HD株式会社	332
クラスメソッド株式会社	316
株式会社クリエイティブネットドア	275
エコノス株式会社	250
その他	367
合計	2,571

## (2) 【その他】

該当事項はありません。



第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://wizbiz.co.jp">https://wizbiz.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年12月27日

W i z B i z 株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中野 敦夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小杉 真剛  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているW i z B i z 株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、W i z B i z 株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上